

今治圏域感染症対策連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 今治圏域における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、今治圏域感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 感染症発生の防止及びまん延の防止の施策に関する事項
- (2) 医療提供体制の確保及び医療機関等の連携協力体制に関する事項
- (3) 予防計画の推進に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(委員)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、今治保健所長（以下「保健所長」という。）の外、次に掲げる者のうちから、所長が委嘱する。

- 一 市医師会の代表者
 - 二 薬剤師会の代表者
 - 三 看護関係者の代表者
 - 四 医療機関の代表者
 - 五 消防機関の代表者
 - 六 市町の代表者
 - 七 その他会長が必要と認めた者
- 2 協議会の委員は、15人以下とする。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、最初の任期は、委嘱する日の年度の翌々年度の末日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任させることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は会長が指名した者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議は、所長が招集する。

- 2 会長が必要と認めた時は、委員以外の者を出席させることができる。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により調整会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。
- 3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会に、部会長及び部会員を置き、会長が指名する。
- 3 部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。
- 4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、今治保健所健康増進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が、協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。